

## 林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>(申請手続)</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 補助金等の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第6 大臣等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。</p> <p><u>2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。</u></p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7 補助事業者等は、<u>第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下げ書を大臣等に提出しなければならない。</u></p> <p>(契約等)</p> <p>第8 民間団体等は、補助事業等の一部を<u>第三者に委託する場合は、大臣等にあらかじめ届け出なければならない。</u></p> <p>2 民間団体等は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。</p> <p>3 民間団体等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る<u>入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指</u></p>	<p>(申請手続)</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書<u>正副2部</u>を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第6 大臣等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7 補助事業者等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した<u>書面</u>を大臣等に提出しなければならない。</p> <p>(契約等)</p> <p>第8 民間団体等は、補助事業の一部を他の者に委託する場合は、<u>本要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>2 民間団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約<u>をする</u>ことができる。</p> <p>3 民間団体等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る<u>一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）</u>に参加しようとする者に対し、別記様式第2</p>

名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者等は、第6第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
- (3) (略)

2 補助事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額等の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。

3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第11 (略)

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

第13 補助事業者等は、別表1に掲げる事業遂行状況報告書作成時点において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、別表1に掲げる事業遂行状況報告書提出期限までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を大臣等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
- (3) (略)

(新設)

2 大臣等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第10 (略)

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

(新設)

(状況報告)

第12 補助事業者等は、別表1に掲げる事業遂行状況報告書作成時点において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、別表1に掲げる事業遂行状況報告書提出期限までに大臣等に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(新設)

3 第1項による報告のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 補助事業者等は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）に提出しなければならない。

ただし、施設整備事業について第4・四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者等は、概算払により間接補助事業等に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者等に交付しなければならない。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるⅢの1の（2）の事業にあっては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日）までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 (略)

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第16 大臣等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及び

2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(新設)

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるⅢの1の（2）の事業にあっては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日）までに、実績報告書正副2部を大臣等に提出しなければならない。

2 (略)

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第14 大臣等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第17 補助事業者等は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 大臣等は、第10第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 間接補助事業者等が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

第19 (略)

(財産の処分の制限)

第20 (略)

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等

及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

(新設)

第15 大臣等は、第9第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

第16 (略)

(財産の処分の制限)

第17 (略)

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 (略)

(新設)

を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第21 補助事業者等は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

第22 補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する決算期の最初の日から起算して5年が経過する日までに、補助事業等により商品化された製品の販売等によって相当の収益を生じたときは、林野庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

2 前項による報告があった場合、その他補助事業者等に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣等が認定したときは、林野庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金等の経理)

第23 (略)

2 (略)

3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前三項及び第24に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金等調書)

第24 地方公共団体は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておかななければならない。

第25 (略)

(削る)

4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(新設)

(新設)

(補助金等の経理)

第18 (略)

2 (略)

3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(新設)

(補助金等調書)

第19 地方公共団体は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金等調書を作成しておかななければならない。

第20 (略)

(報告)

第21 民間団体等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第26 補助事業者等は、市町村以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(4)に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者等の承認を受けず、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。

(4) (略)

(5) 間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」(別記様式第11号)を添付しなければならない。

2 補助事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、間接補助事業者等に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者等は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申

第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金等に係る補助金等支出明細書(別記様式第9号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに大臣に報告するものとする。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第22 補助事業者等は、市町村以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(2)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件とあわせて、(1)の条件を付さなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(1) (略)

(2) 間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(1)を約した「誓約書」(別記様式第10号)を添付しなければならない。

(新設)

立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 補助事業者等は、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。
- 7 補助事業者等は、間接補助事業等に関して、間接補助事業者等から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第27 補助事業者等は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による事業遅延の報告、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、第15第1項の規定による実績報告、第15第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第20第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
  - 3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者等に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(電子情報処理組織による申請等)

- 第23 交付規則第7条の大臣が別に定める電子情報処理組織は、経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）とする。
- 2 補助事業者等は、別表1のⅢの2の(2)の③のアの(イ)に掲げる事業を実施する場合に限り、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による事業遅延の報告、第12の規定による状況報告、第13の規定による実績報告及び第13第3項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、システムを使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- (新設)
- 3 大臣等は、前項の規定により行われた交付申請等に係る第6の規定による通知、第9第2項の規定による承認、第11の規定による指示、第12第2項の規定による要求、第13第3項の規定による返還命令、第14第1項の規定による通知、同第2項の規定による返還命令、同第3項の規定による納付命令、第15第1項の規定による取消し又は変更、同第2項の規定による返還命令及び同第3項の規定による納付命令について、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等をシステムにより行うことができる。この場合、当該通知等に係る押印については、識別符号及び暗証符号を当該通知などを行う行政機関の使用に係る電子計算機から入力することをもって替えるものとする。

別表 1

区 分	経 費	補助率等		重要な変更		事業遂行状 況報告書	
		国	補助 事業者等	経費の 配分の 変更	事業 内容 の変 更	作成 時点	提出 期限
I (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
II 林業イノベ ーション推進総合 対策 1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 革新的林業 実践対策 (1) (略) (2) 先進的造 林技術推進 事業 ① 低コスト 造林モデル 普及促進事 業 ア 地域の 実状に応 じた実証 的造林	1 事業費 実施要綱に基づき行う 地域の実状に応じた実証 的造林及び関連条件整備 活動に要する経費  2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 造林事	1 事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1

区 分	経 費	補助率等		重要な変更		事業遂行状 況報告書	
		国	補助 事業者等	経費の 配分の 変更	事業 内容 の変 更	作成 時点	提出 期限
I (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
II 林業イノベ ーション推進総合 対策 1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 革新的林業 実践対策 (1) (略) (2) 先進的造 林技術推進 事業 ① 低コスト 造林モデル 普及促進事 業 ア 地域の 実状に応 じた実証 的造林	(略)  1 事業費 都道府県が実施要綱に 基づき行う地域の実状に 応じた実証的造林及び関 連条件整備活動に要する 経費  2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 造林事	1 事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



業へのリモートセンシング技術の活用実証	実施要綱に基づき行う造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証及び関連条件整備活動に要する経費 2 (略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	業へのリモートセンシング技術の活用実証	都道府県が実施要綱に基づき行う造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証及び関連条件整備活動に要する経費 2 (略)	ウ リモートセンシング研修	実施要綱に基づき実施する取組に要する次の経費 1 リモートセンシング技術に関する研修の実施 2 林業事業体等の個別の要望に応じた研修の実施 3 林業事業体等へのサポート体制の整備 4 事業報告書の作成	定額	二	経費の欄に掲げる1から4の経費の合計額の30%を超える増減	二	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
② (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	② (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 戦略的技術開発・実証事業 (1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証	伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、傾斜地対応技術等の機械・新技術や、ドローン・GPS、AR(拡張現実)等のソフトウェア等の開発・実証を行うのに要する次の経費 1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	5 省力化機械開発推進対策 (新設)	伐採・集材・運材や造林作業の自動化、機械の小型化・傾斜地対応等に向けた機械の開発・改良、ドローン・GPSやAR(拡張現実)等のソフト開発等を行うのに要する次の経費。  1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 新素材の開発・実証	木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資す	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げ	経費の欄の1及び	交付決定のあった	交付決定のあった	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	新素材の開発・実証を行うのに要する次の経費 <u>1 付加価値の高い新素材等の技術開発・技術実証に係る経費</u> (1) 製造技術の実証・改良に係る経費 (2) 試作品の製造・評価に係る経費 (3) 各種調査に係る経費 <u>2 事務関連経費</u> (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費			経費間の30%を超える増減	2に掲げる経費の新設又は廃止	年度の12月31日現在	年度の1月31日まで									
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>6 新素材による新産業創出対策</u>	化石燃料系のプラスチック代替となる木質系新素材の開発と社会実装に向けた技術実証による木材の新たな需要を創出する取組に要する次の経費 <u>1 付加価値の高い新素材等の技術開発・技術実証に係る経費</u> (1) 製造技術の実証・改良に係る経費 (2) 試作品の製造・評価に係る経費 (3) 各種調査に係る経費 <u>2 事務関連経費</u> (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

6 木材生産高度技術者育成対策	(本経費の取扱いは林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	(新設)	(3) 事業報告書の作成に係る経費	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
III 川上・川下連携による成長産業化支援対策 1 現場技能者キャリアアップ・労働安全対策 (削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	III 川上・川下連携による成長産業化支援対策 1 ICT、人づくりによる成長産業化支援対策 (1) 木材生産高度技術者育成対策	(本経費の取扱いは林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
(削る)									(2) 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 ① 現場技能者キャリアアップ対策 ア (略) イ 技能評価試験の構築		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(1) 現場技能者キャリアアップ対策 ① (略) ② 技能評価試験の構築	(略) 技能を評価する試験の全国的な試行を行うのに要する経費 (削る) 1・2 (略)	(略)	(略)	(略) 経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30	(略) 経費の欄の1及び2に掲げる経費	(略)	(略)	(略)	イ 技能評価試験の構築 1 評価ツールの作成に係る経費 2・3 (略)	技能を評価する試験の仕組みの構築を行うのに要する経費 1 評価ツールの作成に係る経費 2・3 (略)	(略)	(略)	(略) 経費の欄の1から3までに掲げる経費間	(略) 経費の欄の1から3までに掲げる経費間	(略) 経費の欄の1から3までに掲げる経費間	(略) 経費の欄の1から3までに掲げる経費間	(略) 経費の欄の1から3までに掲げる経費間	

				を超える増減	る経費の新設又は廃止							の30%を超える増減	掲げる経費の新設又は廃止			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)								
									② 能力評価システム導入支援	能力評価システムの導入支援を行うのに要する次の経費	定額	定額	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(2) 森林プランナー育成対策	森林プランナー育成対策を行うのに要する次の経費			(略)	(略)	(略)	(略)		③ 森林施業プランナー等育成対策	森林施業プランナー等育成対策を行うのに要する次の経費			(略)	(略)	(略)	(略)
	1 (略)	(略)	(略)							1 (略)	(略)	(略)				
	2 森林施業プランナー育成研修等に要する経費	定額、 <u>1/2以内</u>	(略)							2 森林施業プランナー育成研修等に要する経費	定額	(略)				
	(1) (略)	(略)	(略)							(1) (略)	(略)	(略)				
	(2) 専門的技能能力研修に要する経費	定額	(略)							(2) 専門的技能能力研修に要する経費	<u>1/2以内</u>	(略)				
	(削る)	(削る)	(削る)							(3) 集約化施業個別課題指導に要する経費	<u>1/2以内</u>	二				
	3 森林経営プランナー育成研修等に要する経費	定額、 <u>1/2以内</u>	(略)							3 森林経営プランナー育成研修に要する経費	定額	(略)				
	(1) 森林経営プラン	定額	二							(新設)	(新設)	(新設)				

		ナニ育成研修に要する経費																
		(2) 個別課題指導に要する経費	1/2以	二														
		要する経費	内															
(3)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	木材需要の創出・木材産業活性化対策																	
(1)	木材産業・木造建築活性化対策																	
①	都市の木造化促進総合対策事業																	
ア	都市における木材需要の拡大	以下の取組に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア	都市における木材需要の拡大	以下の取組に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		1 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係経費										1 都市における木質耐火部材等の利用拡大の支援に係る事務関係経費						
		2 都市における木材需要の拡大の取組の助成に係る経費										2 都市における木質耐火部材等の利用拡大の取組の助成に係る経費						
イ	大径化した原木等を活かした利用の拡大	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ	都市の木造化等に向けた木質の防耐火部材等の新たな製品・技術	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ウ	顔の見える木材での快適空間づくり事業	以下の取組に要する経費に係る経費	定額	一				の開催	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)									
				経費の欄から1までの掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1から3までの掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日現在								(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
②	CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業																						
ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	イ	中高層建築物等に於けるCLT等の利用拡大	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日現在							
イ	CL	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ	CL	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						

	T建築物等の設計者等育成									T建築物等の設計者等育成 ・技術的支援 ・資格制度の運用								
ウ	CL T・L VL等 を活用した建築物の 低コスト化・ 検証等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		エ CL (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(削る)									③ 低層建築物を中心とした JAS構造材等利用拡大事業								
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		ア JA S構造材活用事業者 拡大及びJA S構造材実証	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の 欄の1 及び2 に掲げ る経費 間の30 %を超 える増	経費 の欄 の1 及び 2に 掲げ る経 費の	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま	

								支援事業			減	新設又は廃止	在	で	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	イ 大径化した原木の利用拡大及び横架材・2×4部材等の製品・技術開発	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ウ 顔の見える木材での快適空間づくり事業	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
③ 生産流通構造改革促進事業 ア 低層建築物(住宅等)に	以下の取組に要する経費 1～5 (略) 6 需給情報の収集及び共有に係る経費	(略)	(略)	経費の欄の1から6までに掲げる経費間の30%を超える	経費の欄の1から6までに掲げる経	(略)	(略)	④ 生産流通構造改革促進事業 ア 低層建築物(住宅等)に	以下の取組に要する経費 1～5 (略) (新設)	(略)	(略)	経費の欄の1から5までに掲げる経費間の30%を超える	経費の欄の1から5までに掲げる経	(略)	(略)



おける効率的なサプライチェーンの構築支援				る増減	費の新設又は廃止					おける効率的なサプライチェーンの構築支援				る増減	費の新設又は廃止			
イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 木材需要の創出・輸出力強化対策										(2) 木材需要の創出・輸出力強化対策								
① 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業										① 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業								
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ア 各業	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の	経費	交付	交付	
										界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進	1 木造化・木質化に係る情報収集・分析に係る経費 2 普及資料作成に係る経費 3 全国的な運動の展開及び報告書作成に係る経費			欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	の1から3までの年度	の1から3までの年度	
地域における民間	以下の取組に要する経費 1・2 (略) 3 木造化等の特徴的な	(略)	(略)	経費の欄から4	経費の欄の1	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 地域における民間	以下の取組に要する経費 1・2 (略) (新設)	(略)	(略)	経費の欄から3	経費の欄の1	(略)	(略)	

部門主導の木造公共建築物等整備推進	取組の分析・地域間の連携を促進するためのツールの作成等に係る経費	4 成果報告会開催等の普及活動・報告書作成に係る経費		までに掲げる経費間の30%を超える増減	から4までに掲げる経費の新設又は廃止					部門主導の木造公共建築物等整備推進	3 成果報告会開催に係る経費	までに掲げる経費間の30%を超える増減	から3までに掲げる経費の新設又は廃止					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	② 高付加価値木材製品輸出促進事業	ア 輸出規格環境整備・設計施工マニュアル作成事業	以下の取組に要する経費 1 韓国及び米国への木材製品輸出のための規格整備に向けた調査・検討・とりまとめ・公表に係る経費 2 韓国の木造建築基準や運用状況に関する調査、木造軸組構法の設計・施工マニュアルの検討・とりまとめ・公表に係る経費	定額 二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	イ 国内外における木造技術講習事業	以下の取組に要する経費 1 海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費 2 国内における木造技術研修会の開催に係る経費	定額 二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)										

② 「地域内エコシステム」推進事業	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ウ 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業	以下の取組に要する経費 1 企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定に係る経費 2 選定したモデル的な取組への支援に係る経費 3 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費	定額	二	経費の欄の1から3までに掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	エ 日本産木材・木材製品の普及・PR事業	以下の取組に要する経費 1 新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動に係る経費 2 モデル住宅やモデルルーム等を活用したPR活動に係る経費	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
ア 「地域内エコシステム」モデル構築事業									③ 「地域内エコシステム」構築事業							

業 (ア) 事業実施計画の精度向上支援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)「地域内エコシステム」モデル構築事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(イ)・(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)・(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(エ) 優良事例の横展開体制整備支援	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
イ 「地域内エコシス	1 検討委員会の設置・運営に係る経費														
	2 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等に係る経費														
	3 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの検討・構築及びロードマップの作成に係る経費														
	4 事業報告書の作成及び成果の普及・PRに係る経費														

テム」 サポ- ト事業										テム」 サポ- ト事業									
(ア)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(ア)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(イ) 木質バイオマス利用促進調査支援	以下の取組に要する経費 1 <u>燃料材サプライチェーン実態調査に係る経費</u>  <u>(1) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査に係る経費</u> <u>(2) 燃料材の需給情報の収集・分析・提供に係る経費</u> <u>(3) 成果報告会の開催、事業報告書の作成に係る経費</u> 2 <u>熱利用推進エンジンリング構築調査に係る経費</u> <u>(1) 検討委員会の設置・運営に係る経費</u> <u>(2) 木質バイオマス熱利用を効率的に計画・設計・施工した事例の調査、適切な運用ノウハウ等の収集・分析・整</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(イ) 燃料材サプライチェーン実態調査支援	以下の取組に要する経費 1 <u>発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査に係る経費</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u> 2 <u>燃料材の需給情報の収集・分析・提供に係る経費</u> <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

理等に係る経費

(3) 木質バイオマスエネルギーの熱利用推進に資する人材を育成するために必要なマニュアルや人材育成プログラムの作成に係る経費

(4) 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費

3 木質バイオマス燃料利用環境評価・効率化調査に係る経費

(1) 検討委員会の設置・運営に係る経費

(2) 木質バイオマス燃料利用における温室効果ガス排出量を推定するとともに、利用の効率化（低コスト・安定供給）を図り、環境性・経済性に資するサプライチェーンの構築に必要な調査、分析・整理等に係る経費

(3) 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費

(新設)

(新設)

3 成果報告会の開催、事業報告書の作成に係る経費

(新設)

(新設)

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(ウ) 木質バイオマス熱利用・熱電併給効率 以下の取組に要する経費  
 1 検討委員会の設置・運営に係る経費  
 2 木質バイオマスエネルギーの熱利用・熱電併給の普及拡大に必要な先行事例の実態調査、分析・整理に係る経費  
 3 事業報告書、パンフレ

定額

二

経費の欄から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までの間に掲げる経費の	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日現在
----------------------------	----------------------	---------------------	--------------------

										化実 態調 査支 援	ット及び技術普及資料の 作成及び報告会等の成果 の普及に係る経費			新設 又は 廃止			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(エ) 放 置薪 炭林 活用 実態 調査 支援	以下の取組に要する経費 1 検討委員会の設置・ 運営に係る経費 2 放置薪炭林の資源量 調査、放置薪炭林を地 域内で有効活用してい る事例の実態調査、用 材・燃料材生産性の分 析、有効活用に資する ノウハウ等の収集・分 析に係る経費 3 事業報告書、パンフ レットの作成及び報告 会等の成果の普及に係 る経費	定額	二	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費間 の30% を超える 増減	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費の 新設 又は 廃止	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で
ウ 木質 バイオ マス利 活用施 設整備 資金等 利子助 成事業	(略)	(略)	経費の 欄に掲 げる2 の経費 から1 の経費 への流 用	(略)	(略)	(略)			ウ 木質 バイオ マス利 活用施 設整備 資金等 利子助 成事業	(略)	(略)	(略)	経費の 欄に掲 げる1 の経費 から2 の経費 への流 用	(略)	(略)	(略)	
③ 「クリ ーンウッ ド」普及 促進事業 (削る)									④ 「クリ ーンウッ ド」普及 促進事業 ア 「ク リーン ウッド」普								

<p>ア 木材 関連事業者登録の推進</p> <p>以下の取組に要する経費</p> <p>1 木材関連事業者の登録促進に係る経費 (1)・(2) (略) (削る)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>イ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>④ (略)</p>																								
<p>ア・イ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>ウ ウッド・チェンジ につながる木材利用の理解醸成</p> <p>以下の取組に要する経費</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>林福連携で行う優れた地域材製品開発等</u>に係る経費</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>⑤ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策</p> <p>以下の取組に要する経費</p> <p>1 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供に係る経費</p> <p>2 国産特用林産物の競争力の強化に係る経費 (削る)</p>	<p>定額</p>	<p>(略)</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
		<p><u>及啓発事業</u></p>																						
<p>(ア) 木材関連事業者登録の推進</p>	<p>以下の取組に要する経費</p> <p>1 木材関連事業者の登録促進に係る経費 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 木材関連事業者の登録促進のための登録促進のために必要な普及資料等の作成に係る経費</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>(イ) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>⑤ (略)</p>																								
<p>ア・イ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>ウ ウッド・チェンジ につながる木材利用の理解醸成</p> <p>以下の取組に要する経費</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>「木の文化」の発信・「木のおもてなし」の提案に係る経費</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>⑥ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策</p> <p>以下の取組に要する経費</p> <p>1 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供に係る経費</p> <p>2 国産特用林産物の競争力の強化に係る経費</p> <p>3 <u>きのこ原木等生産資材</u></p>	<p>定額</p>	<p>(略)</p>	<p>経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%掲</p>	<p>経費の欄の1から3までに掲げる経費</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																



IV・V (略)				える増減	費の新設又は廃止		
----------	--	--	--	------	----------	--	--

IV・V (略)				の導入支援に係る経費		を超える増減	る経費の新設又は廃止
----------	--	--	--	------------	--	--------	------------

別表 3

I (略)  
II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
木材加工流通施設等の整備のうち01木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装		(略)	台 台 台 台 台式 台式 基 基 基 基 式 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

別表 3

I (略)  
II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
木材加工流通施設等の整備のうち01木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装		(略)	台 台 台 台 台式 台式 基 基 基 基 式 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

	リングバーカ ツインバンドソ ー ギヤングリップ ー 上記機械装置で <u>省人化・省力化</u> <u>(以下「省力化</u> <u>等」という。)</u> <u>に資するもの</u> その他	※具体名		台 台 台 二 一				リングバーカ ツインバンドソ ー ギヤングリップ ー その他	※具体名		台 台 台 一
集成材加工施 設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で <u>省力化等に資す</u> <u>るもの</u> その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 二 一			集成材加工施 設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 一
合・単板加工 施設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理 機械 ロータリーレー			式 式 式 式 式 式 台			合・単板加工施 設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理 機械 ロータリーレー			式 式 式 式 式 台

	ス ドライヤー <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>		台 二 —			ス ドライヤー  その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>		台 —
プレカット加 工施設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソ ー 加工盤反転装置 角のみ盤 <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>	(略)	台 台 台 台 台 台 台 二 —			プレカット加工 施設装置	(注) 木材製材 施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソ ー 加工盤反転装置 角のみ盤  その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>	(略)  台 台 台 台 台 台 —
チップ加工施 設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリー ン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗 装 <u>上記機械装置で 省力化等に資す</u>	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>		台 式 台 式 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 二			チップ加工施設 装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリー ン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗 装	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>	台 式 台 式 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡

	<u>るもの</u> その他	※ <u>具体名</u>		—
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	※ <u>具体名</u>             ※ <u>具体名</u>		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 二 —
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	※ <u>具体名</u>     ※ <u>具体名</u>	(略)	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ 二 —
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	※ <u>具体名</u>   ※ <u>具体名</u>		台 二 —

	その他			—
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械   その他			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟   その他	※ <u>具体名</u>	(略)	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機   その他	※ <u>具体名</u>		台 —

杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>		台 台 二  —
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>	(略)	台 台 台 台  m <sup>2</sup> 二  —
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設(注1) モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 <u>上記機械装置で</u>	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>	(略)	基 式  式  台 台  台  台 台  m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  二

杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機  その他	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>		台 台   —
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫  その他	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>	(略)	台 台 台 台  m <sup>2</sup>   —
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設(注1) モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設	<u>※具体名</u>  <u>※具体名</u>	(略)	基 式  式  台 台  台  台 台  m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>  二

	省力化等に資するもの その他	※具体名		—			その他	※具体名		—
新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計（設置型） モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> その他	※具体名	(略)	台 台 台 台式 台式 台 式 基式 基式 ㎡ ㎡ ㎡ —			新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計（設置型） モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	(略) 台 台 台式 台式 台 式 基式 基式 ㎡ ㎡ ㎡ —
直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤						直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤		

		ジョインター 接着機械 プレス <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>		二  一				ジョインター 接着機械 プレス  その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>		一		
木材集出荷販売 施設	木材集出荷販 売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗 装 チップヤード整 備新設 チップヤード増 設 チップヤード改 良・舗装 <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>	(略)	式 基 台 台 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 二 一			木材集出荷販 売施設	木材集出荷販 売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗 装 チップヤード整 備新設 チップヤード増 設 チップヤード改 良・舗装  その他	※ <u>具体名</u>  ※ <u>具体名</u>	(略)	式 基 台 台 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 二 一	
	木材集出荷用 機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレ ーン グラップルクレ ーン		(略)	台 台 台 台				木材集出荷用機 械		ログローダ フォークリフト ホイールクレ ーン グラップルクレ ーン		(略)	台 台 台 台

			シヨベルローダ 機械保管倉庫 上記機械装置で 省力化等に資す るもの	※具体名		台 ㎡ —			シヨベルローダ 機械保管倉庫			台 ㎡ —		
			その他	※具体名		—			その他	※具体名		—		
木材加工 流通施設 等の整備 のうち 02森林バ イオマス 等活用施 設整備	森林バイオマス 再利用促進施設	森林バイオマ ス加工施設装 置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗 装 木材等成分抽出 機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 上記機械装置で 省力化等に資す るもの その他	※具体名	(略)	台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 台 式 台 ㎡ —		木材加工流 通施設等の 整備のうち 02森林バイ オマス等活 用施設整備	森林バイオマ ス再利用促進 施設	森林バイオマス 加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗 装 木材等成分抽出 機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫	※具体名	(略)	台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 台 式 台 ㎡ —
		森林資源再処	(注) 森林バイ						森林資源再処理	(注) 森林バイ				



	理施設装置	オマス加工施設 装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産 施設 <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※具体名		式 式 式 — —
	森林バイオマ ス再利用促進 用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレ ーン 機械保管倉庫 <u>上記機械装置で 省力化等に資す るもの</u> その他	※具体名	(略)	台 台 台 台 — ㎡ — —

	施設装置	オマス加工施設 装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産 施設  その他	※具体名		式 式 式 — —
	森林バイオマス 再利用促進用機 械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレ ーン 機械保管倉庫  その他	※具体名	(略)	台 台 台 台 — ㎡ —

別記様式第1号-1 (第4関係)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交

別記様式第1号-1 (第4関係)

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業 } 交付申請書「第〇次」  
※ 該当する対策・事業名を記載

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金

<p>付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略) (削る)</p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(注) 1 「事業内容及び経費の配分」の記載は、様式I-1によること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。</p> <p>4 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式I-2を添付すること。</p> <p>5 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「<u>5</u> 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回数を記載すること。</p>	<p>等交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4</u> 収支予算</p> <p><u>5・6</u> (略)</p> <p>(注) 1 「事業内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、様式I-1及びI-2によること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。</p> <p>4 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式I-3を添付すること。</p> <p>5 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「<u>6</u> 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回数を記載すること。</p>
<p>様式I-1</p> <p>〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策</p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書          ※ 該当する報告書名を記載       </p> <p>(略)</p> <p>(注) 様式I-1-アを添付すること。林業成長産業化地域創出モデル事業を実施する場合には、様式I-1-イも添付すること。</p>	<p>様式I-1</p> <p>令和 年度 林業・木材産業成長産業化促進対策</p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書          ※ 該当する報告書名を記載       </p> <p>(略)</p> <p>(注) 様式I-1-ア及びI-1-イを添付すること。</p>
<p>様式I-1-ア</p> <p>〇〇年度 持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策</p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書          ※ 該当する報告書名を記載       </p> <p>(略)</p>	<p>様式I-1-ア</p> <p>令和 年度</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> 持続的林業確立対策  <span style="font-size: 2em;">}</span> 木材産業等競争力強化対策          ※ 該当する報告書名を記載       </p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書          ※ 該当する報告書名を記載       </p> <p>(略)</p>
<p>様式I-1-イ</p> <p>〇〇年度 林業成長産業化地域創出モデル事業</p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書       </p>	<p>様式I-1-イ</p> <p>令和 年度 林業成長産業化地域創出モデル事業</p> <p style="text-align: right;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> の内容及び経費の配分総括表  <span style="font-size: 2em;">}</span> 成績書       </p>

※ 該当する報告書名を記載

※ 該当する報告書名を記載

(略)

(略)

様式 I - 1 の付 (1)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

(略)

様式 I - 1 の付 (1)

{

持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業
}
 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

(略)

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

(略)

様式 I - 1 の付 (2)

{

持続的林業確立対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業
}
 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

(略)

(削る)

様式 I - 2

令和 年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支予算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	交 付 金	都道府県 負担金	計	
	(A)	(B)	(A)+(B)=(C)	
<u>森林整備・林業等振興整備交付金</u>				
<u>森林整備・林業等振興推進交付金</u>				

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考

	森林整備・林業等振興整備交付金		
	森林整備・林業等振興推進交付金		

様式 I - 2  
 間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～5 (略)

様式 I - 3  
 間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～5 (略)

様式 I - 3

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 事業遂行状況報告書

〇〇年 9月30日現在

(略)

様式 I - 4

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業 } 遂行状況報告書

※ 該当する対策・事業名を記載

令和 年 9月30日現在

(略)

様式 I - 4

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支精算書

(略)

様式 I - 5

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業 } 収支精算書

※ 該当する対策・事業名を記載

(略)

別 紙

〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表

区 分	事業実施	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び	国 庫	消費税仕入	消費税 確 定	備 考
-----	------	-----	-------	------	------------------	-----	-------	------------	-----

	主体名				地方消費税額	交付率	控除税額	未確定	
合 計									

※ ( )書きは、別表2の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「持続的林業確立対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「木材産業等競争力強化対策」のみ、Ⅲの事業にあつては「林業成長産業化地域創出モデル事業」のみ記載すること。

(注) 1・2 (略)

3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。

5・6 (略)

別 紙

令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表

区 分	事業実施 主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	消費税仕入控	国 庫	消費税仕入	消費税	備 考
					除税額及び地 方消費税額			交 付 率	

合 計									

※ ( )書きは、別表2の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「持続的林業確立対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「木材産業等競争力強化対策」のみ、Ⅲの事業にあつては「林業成長産業化地域創出モデル事業」のみ記載すること。

(注) 1・2 (略)

3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。

4 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

5・6 (略)

別記様式第1号-2（第4関係）

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。

別記様式第1号-2（第4関係）

令和〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書「第〇次」

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請す

<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略) (削る)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(注) 1 (略) (削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。</p> <p>4 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「5 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 収支予算</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 「収支予算」の記載は様式Ⅱ－2によること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。</p> <p>5 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「6 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。</p>
<p>様式Ⅱ－1</p> <p style="text-align: right;">都道府県名</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 先進的造林技術推進事業</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">}</span>     の内容及び経費の配分総括表      成績書   </p> <p style="text-align: center;">※ 該当する報告書名を記載</p> <p>注1 (略)</p> <p>2：成績書の場合は、付表（様式Ⅱ－1の付）及び別記様式第10号（補助金等調書）の写しを添付すること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>様式Ⅱ－1</p> <p style="text-align: right;">都道府県名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 先進的造林技術推進事業</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">}</span>     の内容及び経費の配分総括表      成績書   </p> <p style="text-align: center;">※ 該当する報告書名を記載</p> <p>注1 (略)</p> <p>2：成績書の場合は、付表（様式Ⅱ－1の付）及び別記様式第8号（補助金等調書）の写しを添付すること。</p> <p>3 (略)</p>
<p>様式Ⅱ－1の付</p> <p style="text-align: right;">都道府県名</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 先進的造林技術推進事業 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細</p> <p>(略)</p>	<p>様式Ⅱ－1の付</p> <p style="text-align: right;">都道府県名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 先進的造林技術推進事業 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細</p> <p>(略)</p>

(削る)

様式Ⅱ－２

都道府県名

令和 年度 先進的造林技術推進事業 収支予算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	交 付 金	都道府県 負担金	計	
	(A)	(B)	(A)+(B)=(C)	
森林整備・林業等振興整備交付金				

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金		

注 1：本収支予算書は、別記様式第 1 号－ 2 の交付申請書に添付すること。

2：変更の場合は、表外右側に「上段：変更前、下段：変更後」と記載の上、表内の各経費を上下 2 段書きで記載すること。



様式Ⅱ-2 都道府県名

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 事業遂行状況報告書

〇〇年9月30日現在

(略)

様式Ⅱ-3 都道府県名

令和 年度 先進的造林技術推進事業 遂行状況報告書

令和 年9月30日現在

(略)

様式Ⅱ-3 都道府県名

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 収支精算書

(1)～(3) (略)

(注) 1: 本収支精算書は、別記様式第7号-1の実績報告書に添付すること。  
2 (略)

様式Ⅱ-4 都道府県名

令和 年度 先進的造林技術推進事業 収支精算書

(1)～(3) (略)

(注) 1: 本収支精算書は、別記様式第5号-2の実績報告書に添付すること。  
2 (略)

別紙

〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区 分	事業実施 主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入 控除税額	消費税 確 定 未確定	備 考
合 計									

(注) 1・2 (略)

3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者

にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。

5・6 (略)

別紙

令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区 分	事業実施 主 体 名	事業費	国庫交付金	課税方式	消費税仕入控 除税額及び地 方消費税額	国 庫 交 付 率	消費税仕入 控除税額	消費税 確 定 未確定	備 考
合 計									

(注) 1・2 (略)

3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。

4 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

5・6 (略)

別記様式第1号-3 (第4関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

記

1～3 (略)  
(削る)

4・5 (略)

注1 (略)

注2: 「3. 経費の配分及び負担区分」の区分欄については、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。

注3: 「5 添付書類」については、定款又は寄附行為、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、公募による事業において応募時に提出した書類で、応募時以降変更のない場合は省略できる。

(削る)

別記様式第1号-3 (第4関係)

令和〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

記

1～3 (略)

4 収支予算

5・6 (略)

注1 (略)

注2: 「3. 経費の配分及び負担区分」及び「4. 収支予算(2) 支出の部」の区分欄については、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。

注3: 「6 添付書類」については、定款又は寄附行為、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、公募による事業において応募時に提出した書類で、応募時以降変更のない場合は省略できる。

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名: 革新的林業実践対策

先進的造林技術推進事業

低コスト造林モデル普及促進事業 (リモートセンシング研修)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
〈記載例〉			
1. リモートセンシング技術に関する研修の実施			
2. 林業事業体等の個別の要望に応じた研修の実施			
3. 林業事業体等へのサポート体制の整備			
4. 事業報告書の作成			

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：戦略的技術開発・実証事業  
機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：省力化機械開発推進対策

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：戦略的技術開発・実証事業  
新素材の開発・実証 (技術開発又は技術実証) ※どちらか該当するものを記載

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：新素材による新産業創出対策  
(技術開発又は技術実証) ※どちらか該当するものを記載

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策  
現場技能者キャリアアップ対策  
(イ) 技能評価試験の構築

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策  
現場技能者キャリアアップ対策  
(イ) 技能評価試験の構築

1. (略)

2. 事業の内容及び計画  
(削る)

(1) 技能評価試験の試行的運用

(削る)	実施地域又は場所	試験日数	受験生数
(削る)			

(2) 評価者研修

(削る)	実施地域又は場所	実施時期及び日数	研修生数
(削る)			

1. (略)

2. 事業の内容及び計画

(1) 評価ツールの作成

ア 学識経験者等の構成

氏名	所属・職名

イ 評価ツールの作成

項目	内容

(2) 技能評価試験の試行的運用

種別	実施地域	試験行程	受験生数
技能評価試験			

(3) 評価者研修

種別	実施地域	実施時期	研修生数
評価者研修			


(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策  
能力評価システム導入支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 能力評価システム導入支援

<u>種別</u>	<u>事業体数</u>
<u>能力評価システム導入支援</u>	

(2) 能力評価システムを導入した林業事業体に対する指導及び監督・検査

<u>種別</u>	<u>実施機関</u>	<u>業務日数</u>
<u>指導業務</u>		
<u>監督・検査業務</u>		

(3) 普及・啓発活動

種別	実施日程	実施場所	実施内容

(4) 事業推進委員会

ア 事業推進委員会の構成

氏名	所属・職名

イ 事業推進委員会の開催

開催回数	審議内容等

種別	実施日程	実施場所	実施内容

(4) 事業推進委員会

ア 事業推進委員会の構成

氏名	所属・職名

イ 事業推進委員会の開催

開催回数	審議内容等

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策  
森林プランナー育成対策

1. (略)

2. 事業の内容及び計画

(1) (略)

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施  
ア・イ (略)

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策  
森林施業プランナー等育成対策

1. (略)

2. 事業の内容及び計画

(1) (略)

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施  
ア・イ (略)

ウ集約化施業個別課題指導（専門家派遣）の実施

地域名	派遣回数	派遣専門家所属及び氏名	指導を受けた事業体及び人数（うちプランナー数）	備考

(3) 森林経営プランナー育成研修等の実施

ア 森林経営プランナー育成研修の実施

開催場所	開催時期	参加人数	備考

イ 個別課題指導（専門家派遣）の実施

地域名	派遣回数	派遣専門家所属及び氏名	指導を受けた事業体及び人数（うち認定森林施業プランナー数及び森林経営プランナー数）	備考

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
 都市の木造化促進総合対策事業  
 都市における木材需要の拡大

1. (略)
2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係			
① (略)	(略)		
② 利用拡大の呼び掛け、取組事業者及び実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表及び登録	(略)		
③ 取組事業者及び実証事業者の進行	(略)		

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

(新設)

開催場所	開催時期	参加人数	備考

(新設)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業  
 都市における木質耐火部材等利用拡大

1. (略)
2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 都市における木質耐火部材等の利用拡大の支援に係る事務関係			
① (略)	(略)		
② 実証事業者の公募、審査、選定、通知	(略)		
③ 実証事業者の進行管理、指導監督、	(略)		



管理、指導監督、 検査等			
④ (略)	(略)		
イ 都市における木材 需要の拡大の取組の 助成			

検査等			
④ (略)	(略)		
イ 都市における木質 耐火部材等の利用拡 大の取組の助成			

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
都市の木造化促進総合対策事業  
大径化した原木等を活かした利用の拡大

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業  
都市の木造化等に向けた木質の防耐火部材等の新たな製品・技術の開発

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
都市の木造化促進総合対策事業  
顔の見える木材での快適空間づくり事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催 等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理 方法		
イ モデル的な取組の 実施に必要な経費の 助成	○ 助成対象グループの選 定方法 ○ 助成金交付等に関する		

(新設)

	<u>規程の作成</u> <input type="checkbox"/> <u>助成の具体的なスケジュール</u>		
<u>ウ 事業報告書の作成及び成果の普及</u>	<input type="checkbox"/> <u>作成部数</u> <input type="checkbox"/> <u>普及方法</u>		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
C L T・L V L等の建築物への利用環境整備事業  
C L Tを活用した先駆的な建築物の建設等支援

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
中高層建築物を中心としたC L T等の木質建築部材の利用促進事業  
C L Tを活用した先駆的な建築物の建設等支援

1・2 (略)

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
中高層建築物を中心としたC L T等の木質建築部材の利用促進事業  
中高層建築物等におけるC L T等の利用拡大

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
<u>ア J A S規格に適合したC L T等の利用拡大の支援に係る事務関係</u> ① <u>企画運営委員会の開催</u> ② <u>利用拡大の呼び</u>	<input type="checkbox"/> <u>企画運営委員会の構成員</u> <input type="checkbox"/> <u>開催回数及び開催時期</u> <input type="checkbox"/> <u>検討項目</u> <input type="checkbox"/> <u>具体的なスケジュール</u> <input type="checkbox"/> <u>実施体制</u> <input type="checkbox"/> <u>事業の指導・進行管理方法</u> <input type="checkbox"/> <u>普及方法</u>		

	<u>かけ、CLT実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表</u> <u>③ CLT実証事業者の進行管理、指導監督、検査等</u> <u>④ 普及のためのワークショップ等の開催</u> <u>⑤ 事業報告書の作成・公表及び成果の普及</u>	<u>○ 事業報告書の作成部数及び成果の普及方法</u>	
	<u>イ JAS規格に適合したCLT等の利用拡大の取組の助成</u>		

<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材産業・木造建築活性化対策  <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u>  CLT建築物等の設計者等育成</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材産業・木造建築活性化対策  <u>中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業</u>  CLT建築物等の設計者等育成・<u>技術的支援・資格制度の運用</u></p> <p>1・2 (略)</p>
--	---

<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材産業・木造建築活性化対策  <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u>  CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材産業・木造建築活性化対策  <u>中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業</u>  CLT等の利用促進及び低コスト化の推進に係る技術開発・検証等</p> <p>1・2 (略)</p>
--	--

<p>(削る)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材産業・木造建築活性化対策  <u>低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業</u>  <u>JAS構造材活用事業者拡大及びJAS構造材実証支援事業</u></p> <p>1. 事業の目的</p>
-------------	---

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
<u>ア JAS構造材の利用拡大の支援に係る事務関係</u> ① <u>企画運営委員会の開催</u> ② <u>利用拡大の呼び掛け、取組事業者及び実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表並びに登録</u> ③ <u>取組事業者及び実証事業者の進行政管理、指導監督、検査等</u> ④ <u>普及のためのワークショップ等の開催</u> ⑤ <u>事業報告書の作成・公表及び成果の普及</u>	○ <u>企画運営委員会の構成員</u> ○ <u>開催回数及び開催時期</u> ○ <u>検討項目</u> ○ <u>具体的なスケジュール</u> ○ <u>実施体制</u>  ○ <u>事業の指導・進行政管理方法</u>  ○ <u>普及方法</u>  ○ <u>事業報告書の作成部数及び成果の普及方法</u>		
<u>イ JAS構造材の利用拡大の取組の助成</u>			

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策

低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業

大径化した原木の利用拡大及び横架材・2×4部材等の製品・技術開発

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 製品・技術の試験及び分析	<input type="checkbox"/> 試験・分析項目と手法		
ウ 技術の普及活動の実施	<input type="checkbox"/> 普及方法		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策

低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業

顔の見える木材での快適空間づくり事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ モデル的な取組の実施に必要な経費の方法	<input type="checkbox"/> 助成対象グループの選定方法		

	助成	○ 助成金交付等に関する規程の作成		
		○ 助成の具体的なスケジュール		
	ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数		
		○ 普及方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
生産流通構造改革促進事業  
低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援

1. (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ (略)	(略)		
エ (略)	(略)		
オ (略)	(略)		
カ 需給情報の収集・共有	○ 需給情報収集検討委員会の開催及び成果の共有		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策  
生産流通構造改革促進事業  
低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援

1. (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ (略)	(略)		
エ (略)	(略)		
オ (略)	(略)		
(新設)	(新設)		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業  
各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考

	ア <u>木造化・木質化に係る情報収集・分析</u>	○ <u>委員会の構成、委員数</u> ○ <u>具体的な情報収集・分析の方法</u>		
	イ <u>普及資料作成</u>	○ <u>普及資料作成方法</u> ○ <u>普及資料作成部数・配布先</u>		
	ウ <u>全国的な運動の展開及び報告書作成</u>	○ <u>全国的な運動の方法</u> ○ <u>報告書作成部数</u>		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業  
地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ <u>地域間連携促進ツール作成等</u>	○ <u>取組事例の収集、分析内容</u> ○ <u>作成するツールの内容、成果物のイメージ</u> ○ <u>相談窓口の体制・対応方法</u>		
エ <u>成果報告会開催等の普及活動・報告書作成</u>	○ (略) ○ <u>その他普及方法</u> ○ (略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業  
地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
(新設)	(新設) (新設) (新設)		
ウ <u>成果報告会開催・報告書作成</u>	○ (略) (新設) ○ (略)		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

高付加価値木材製品輸出促進事業

輸出規格環境整備・設計施工マニュアル作成事業

1. 事業の目的

(1) 事業の目的

(2) 輸出促進に向けた取組の目標

○成果目標の設定

当該事業の実施にあたっては、目指すべき成果目標を設定すること。

○成果目標

実施項目	国	品目	成果目標

注)「成果目標」は、可能な限り定量的に記載するとともに、事業成果を適切に把握、検証できるよう十分考慮して設定すること(木材製品の規格や輸出を行うための仕組みを整理した成果報告書の作成・公表や設計施工マニュアルのとりまとめ・公表など)。

○効果の検証方法

成果目標に対して、当該事業における取組の効果を検証する手法を具体的に記載すること(成果報告書や設計施工マニュアルの閲覧件数などの活用効果)。

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 韓国及び米国への木材製品輸出のための規格整備に向けた調査・検討・とりまとめ・公表	○ 実施体制 ○ 調査・検討内容 ○ 成果の普及方法		



イ 韓国の木造建築基準や運用状況に関する調査、木造軸組構法の設計施工マニュアルの検討・とりまとめ・公表	○ 実施体制		
	○ 実施内容		
	○ 成果の普及方法		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
 高付加価値木材製品輸出促進事業  
 国内外における木造技術講習事業

1. 事業の目的

(1) 事業の目的

(2) 輸出促進に向けた取組の目標

○成果目標の設定

当該事業の実施にあたっては、目指すべき成果目標を設定すること。

○成果目標

実施項目	国	品目	成果目標

注)「成果目標」は、可能な限り定量的に記載するとともに、事業成果を適切に把握、検証できるよう十分考慮して設定すること(講習会・研修会への参加者数など)。

○効果の検証方法

成果目標に対して、当該事業における取組の効果を検証する手法を具体的に記載すること。

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
------	------	------	----

ア 海外における木造 軸組構法技術講習会 の開催	○ 実施体制 ○ 実施内容		
イ 国内における木造 技術研修会の開催	○ 実施体制 ○ 実施内容		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

高付加価値木材製品輸出促進事業

企業連携型木材製品輸出促進モデル事業

1. 事業の目的

(1) 事業の目的

(2) 輸出促進に向けた取組の目標

○目標額の設定

当該事業の実施にあたっては、目指すべき目標輸出額を設定するとともに、事業成果を測定するための成果目標を設定すること。

ア) 目標輸出額

(単位：千円)

国	品目	○年度 (見込み)	○年度 目標
合 計			

イ) 成果目標

実施項目	国	品目	成果目標

注)「成果目標」は、可能な限り定量的に記載するとともに、事業成果を適切に把握、検証できるよう十分考慮して設定すること（商談件数の増加や参加者事業者数の拡大、当該事業による輸出額など）。

○効果の検証方法

成果目標に対して、当該事業における取組の効果を検証する手法を具体的に記載すること。

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定	○ 実施体制 ○ 実施内容		
イ 選定したモデル的な取組の支援	○ 実施体制 ○ 実施内容		
ウ 成果報告会の開催及び報告書の作成	○ 実施体制 ○ 実施内容		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
高付加価値木材製品輸出促進事業  
日本産木材・木材製品の普及・PR事業

○目標額の設定

当該事業の実施にあたっては、目指すべき目標輸出額を設定するとともに、事業成果を測定するための成果目標を設定すること。

ア) 目標輸出額

(単位：千円)

国	品目	○年度	○年度
---	----	-----	-----

		(見込み)	目標
合 計			

イ) 成果目標

実施項目	国	品目	成果目標

注) 「成果目標」は、可能な限り定量的に記載するとともに、事業成果を適切に把握、検証できるよう十分考慮して設定すること（参加者数や参加者の日本産木材製品に対する印象や理解度など）。

○効果の検証方法

成果目標に対して、当該事業における取組の効果を検証する手法を具体的に記載すること。

2 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動	○ 実施体制 ○ 実施内容		
イ モデル住宅やモデルルーム等を活用したPR活動	○ 実施体制 ○ 実施内容		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」モデル構築事業  
事業実施計画の精度向上支援

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」構築事業  
「地域内エコシステム」モデル構築事業  
(新設)

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」モデル構築事業  
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」構築事業  
(新設)  
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」モデル構築事業  
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」構築事業  
(新設)  
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」モデル構築事業  
優良事例の横展開体制整備支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数  ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握やこれまでの成果・課題に	○ 具体的な事例把握、分析等の方法 ○ 具体的なスケジュール		

(新設)

係る要因分析等の実施			
ウ 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの検討・構築の実施	<input type="checkbox"/> 具体的な検討方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及・PRの実施	<input type="checkbox"/> 事業報告書の作成方法 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及・PR方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」サポート事業  
相談・サポート体制の構築

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
(新設)  
「地域内エコシステム」サポート事業  
相談・サポート体制の構築

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」推進事業  
「地域内エコシステム」サポート事業  
木質バイオマス利用促進調査支援

1. (略)

2. 事業の内容及び計画  
(1) 燃料材サプライチェーン実態調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
(新設)  
「地域内エコシステム」サポート事業  
燃料材サプライチェーン実態調査支援

1. (略)

2. 事業の内容及び計画  
(新設)

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		

ウ (略)	(略)		

(2) 熱利用推進エンジニアリング構築調査

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 木質バイオマス熱利用を効率的に計画・設計・施工した事例の調査、適切な運用ノウハウ等の収集・分析・整理等の実施	○ 具体的な調査、収集・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 木質バイオマスエネルギーの熱利用推進に資する人材を育成するために必要なマニュアルや人材育成プログラム作成の実施	○ 具体的なマニュアル・プログラムの作成方法 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(3) 木質バス燃料利用環境評価・効率化調査

ウ (略)	(略)		

(新設)

(新設)

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 木質バイオマスを発電・熱・熱電併給で利用した際の石油代替効果や日本におけるポテンシャル等の調査・分析・整理等の実施	○ 具体的な調査・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 木質バイオマスを利用した際の環境効果を算出可能なマニュアルの作成	○ 具体的なマニュアルの作成方法 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

「地域内エコシステム」サポート事業

木質バイオマス熱利用・熱電併給効率化実態調査支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数		



	イ 熱や燃料の面的な供給を伴う効率的な木質バイオマス利用の普及に必要な先行事例の実態調査、分析の実施	<input type="checkbox"/> 開催回数等 <input type="checkbox"/> 具体的な調査、分析・整理等の方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール		
	ウ 事業報告書、パンフレット、技術普及資料の作成及び報告会等の成果の普及	<input type="checkbox"/> 具体的な事業報告書、パンフレット及び技術普及資料の作成方法 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及方法		

(削る)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「地域内エコシステム」サポート事業  
放置薪炭林活用実態調査支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成、委員数 <input type="checkbox"/> 開催回数等		
イ 放置薪炭林の資源量調査、放置薪炭林を地域内で有効活用している事例の実態調査、用材・燃料材生産性の分析、有効活用に資するノウハ	<input type="checkbox"/> 具体的な調査、用材・燃料材生産性やノウハウの収集・分析等の方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール		

	ウ等の収集・分析の 実施			
	ウ 事業報告書、パン フレットの作成及び 報告会等の成果の普 及	○ 具体的な事業報告書、パ ンフレットの作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「クリーンウッド」普及促進事業  
木材関連事業者登録の推進  
(削る)

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「クリーンウッド」普及促進事業  
「クリーンウッド」普及啓発事業  
木材関連事業者登録の推進

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「クリーンウッド」普及促進事業  
協議会による普及啓発活動  
(削る)

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
「クリーンウッド」普及促進事業  
「クリーンウッド」普及啓発事業  
協議会による普及啓発活動

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業  
ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成

1. (略)

2. 事業の内容及び計画  
(1) (略)

(2) 木材利用の良さや意義を伝える普及啓発

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業  
ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成

1. (略)

2. 事業の内容及び計画  
(1) (略)

(2) 木材利用の良さや意義を伝える普及啓発

実施項目	事業内容	実施期間	備考
木材利用の良さや意義	○ 実施体制		

実施項目	事業内容	実施期間	備考
木材利用の良さや意義	○ 実施体制		

を伝える普及啓発	(削る)		
ア デジタル技術を活用した情報発信 ①・② (略)	(略)		
イ 普及啓発活動 ウェブサイト、各種展示会等での木材利用の普及啓発  (削る)	(略)  (削る)		

(3) (略)

(4) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地域材製品開発等	○ 実施体制 ○ 想定する連携団体等 (福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、地域関係者等)		
ア 優れた地域材製品の開発	(削る)  (削る)  ○ (略) ○ 障害者等の活躍の場創出等の工夫		
イ 情報発信	(削る) (削る) ○ 具体的内容		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
広葉樹を活用した成長産業化支援対策

を伝える普及啓発	○ 想定する学識経験者及び関係機関		
ア デジタル技術を活用した情報発信等 ①・② (略)	(略)		
イ 普及啓発活動 ① 各種展示会等での木材利用の普及啓発  ② 木づかい実践者の養成等	(略)  ○ 想定する対象及び内容		

(3) (略)

(4) 「木の文化」の発信・「木のおもてなし」の提案

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(新設)	(新設)		
ア 「木の文化」の発信	○ 実施体制(有識者の構成等) ○ 作成するコンテンツの種類 ○ (略) (新設)		
イ 「木のおもてなし」の提案	○ 想定する地域 ○ 実施内容 ○ 効果検証の具体的内容		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策  
広葉樹を活用した成長産業化支援対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) (略)

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ (略)	(略)		

②担い手確保及び需要拡大に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア モデル的取組の募集・選定	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等		
イ 選定したモデル的取組の支援	○ 具体的な実施内容		
ウ 成果内容の公表	○ 具体的な実施内容		

(削る)

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) (略)

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

(新設)

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ (略)	(略)		

(新設)

(3) きのご原木等の生産資材の導入支援

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 公募の実施	○ 公募時期及び公募期間 ○ 交付決定時期		
イ 生産資材の導入費の助成	○ 助成団体数及び助成金額		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1～3 (略)

4. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	備考
国庫補助金		
補助事業者負担金		
その他負担		
合計		

(削る)

(2) (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1～3 (略)

4. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	備考
国庫補助金		
補助事業者負担金		
その他負担		
合計		

(注) 別表1の経費の欄に掲げる事業ごとに記載すること

(2) (略)

別記様式第2号(第8、第26関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

別記様式第2号(第8関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込み<sup>に当たって</sup>、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1～3) (略)

(注4) 間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号-1 (第10関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下

〔補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1～3) (略)

(新設)

別記様式第3号-1 (第9関係)

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業 } 変更等承認申請書  
※ 該当する対策・事業名を記載

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業につい

記のとおり〇〇（注1）したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第10の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）（略）

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1又は様式II-1により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

（削る）

記のとおり〇〇（注1）したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第9の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）（略）

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1及びI-2により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

別記様式第3号-2（第9関係）

令和〇〇年度 先進的造林技術推進事業 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり◇◇（注1）したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第9の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）◇◇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号-2の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分

と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式Ⅱ－１及びⅡ－２により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

別記様式第 3 号－ 2（第10関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1・2） （略）

別記様式第 3 号－ 3（第9関係）

令和〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1・2） （略）

別記様式第 4 号－ 1（第12関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

(新設)



都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付金事業が予定の期間内に完了しない理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号-2（第12関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 遅延届出書

番 号  
年 月 日

(新設)

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が予定の期間内に完了しない理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号-1（第13関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等

別記様式第4号-1（第12関係）

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策 } 遂行状況報告書

(○○○○○○○○○事業) 事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記(別紙)のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅰ-3又は様式Ⅱ-2によること。

(削る)

別記様式第5号-2 (第13関係)

(林業成長産業化地域創出モデル事業)

※ 該当する対策・事業名を記載

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記(別紙)のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅰ-4によること。

別記様式第4号-2 (第12関係)

令和○○年度 先進的造林技術推進事業 遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を別紙のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅱ-3によること。

別記様式第4号-3 (第12関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(略)

(注) 1・2 (略)

令和〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(略)

(注) 1・2 (略)

別記様式第6号-1 (第14関係)

〇〇年度第〇四半期 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、林業成長

(新設)

産業化総合対策補助金等交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告  〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出 来 高		金額	〇月〇 日現在 の出来 高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1又は別記様式第1号-2の記の「2 事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号-2 (第14関係)

〇〇年度第〇四半期 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(新設)

官署支出官 林野庁長官 殿

所在地  
 団体名  
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額		遂行状況 報告	今回請求額		残額		事業 完了 予定 年月 日	備考
			(B)			(C)		(A) - ((B) + (C))			
			金額	出来高		金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-3の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第7号-1 (第15第1項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等

別記様式第5号-1 (第13第1項関係)

令和〇〇年度 { 持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策 } 実績報告書

(○○○○○○○○○事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として林業成長産業化総合対策補助金等(○○○○○○○○○事業)〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

1・2 (略)

- (注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ-1及び様式Ⅰ-4又は様式Ⅱ-1及び様式Ⅱ-3によること。
- 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

(削る)

林業成長産業化地域創出モデル事業  
※ 該当する対策・事業名を記載

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として林業成長産業化総合対策補助金等(該当する対策・事業名を記載)〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

1・2 (略)

- (注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ-1によること。
- 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第5号-2(第13第1項関係)

令和〇〇年度 先進的造林技術推進事業 実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第1項  
の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として林業成長産業化総合対策補助金等〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 交付金事業の成績

2 収支精算

(注) 1 「交付金事業の成績」は様式Ⅱ-1によること。

2 「収支精算」の記載は様式Ⅱ-4によること。

3 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等  
以外が含まれる場合には、別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る  
消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第7号-2 (第15第1項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付  
決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第1項の規  
定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。)

記

別記様式第5号-3 (第13第1項関係)

令和〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、  
交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第1項  
の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。)

記



1～6 (略)

注1～4 (略)

別記様式第8号-1 (第15第3項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった林業成長産業化総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額  
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額 金 円  
2～4 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
(1) 別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等(持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※)に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表」

1～6 (略)

注1～4 (略)

別記様式第6号-1 (第13第3項関係)

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書  
(持続的林業確立対策  
木材産業等競争力強化対策  
林業成長産業化地域創出モデル事業)  
※ 該当する対策・事業名を記載

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった林業成長産業化総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額  
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額 金 円  
2～4 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
・別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」

- (2) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (3) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (4) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (5) 交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5・6 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
  - ・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(削る)

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5・6 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」
  - ・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号-2（第13第3関係）

令和〇〇年度 消費税仕入控除税額報告書  
先進的造林技術推進事業

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の交付金の額の確定額		
	(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額		
		金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額		
		金	円
4	交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・別紙「令和 年度林業成長産業化総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表」

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

( )

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「令和〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号-2（第15第3項関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
 団体名  
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった林業成長産業化総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円  
 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)  
 2～6 (略)

注1：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に

別記様式第6号-3（第13第3項関係）

令和〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等  
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
 団体名  
 代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった林業成長産業化総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円  
 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)  
 2～6 (略)

注1：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。

係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。) )

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注2・3 (略)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注2・3 (略)

別記様式第9号 (第23関係)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名: \_\_\_\_\_

別記様式第7号 (第18関係)

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分								
									国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

(注) 1~4 (略)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名： \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分	国庫補助金	都道府 県費	市町村 費					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

(注) 1～4 (略)

別記様式第10号 (第24関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 等 調 書

(略)

別記様式第8号 (第19関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 等 調 書

(略)

(削る)

別記様式第9号 (第21関係)

令和〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称	
2. 事業の目的及び内容	
(1) 目的	

(2) 具体的な内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
7. その他		
	内 容	金 額
		千円

	千円
	千円
合 計	千円
8. 再補助等の割合	% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。



別記様式第11号（第26関係）

誓約書

年 月 日

〔補助事業者等〕 殿

〔間接補助事業者等〕

住 所

氏名又は名称及び代表者名

（略）

別記様式第10号（第22関係）

誓約書

年 月 日

〔補助事業者等〕 殿

〔間接補助事業者等〕

住 所

氏名又は名称及び代表者名

印

（略）

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。